

北本市地域公共交通会議設置要綱（改正案）

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、北本市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- （2） 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3） 計画の作成及び変更に関する事項
- （4） 計画に定められた事業の実施に関する事項
- （5） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 交通会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1） 市長又はその指名する者
- （2） 法第 2 条第 2 項に規定する公共交通事業者
- （3） 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- （4） 住民及び利用者の代表
- （5） 公募による市民
- （6） 埼玉運輸支局長の指名する者
- （7） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （8） 学識経験者
- （9） 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、識見を有する者その他の市長が特に必要と認める者

2 委員の定数は、24人以内とする。

3 第 3 条第 1 項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員（第3条第1項第5号に掲げる委員を除く）がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を会議に出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者を委員とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第2号から第9号までに規定する委員及び第3項に規定するオブザーバーが会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(部会)

第8条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第73号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年告示第214号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年告示第 号)

この告示は、公布の日から施行する。